

阿賀野市上下水道局告示第 5 号

告示の訂正

令和 7 年 4 月 1 7 日付け阿賀野市上下水道局告示第 4 号で行った告示の一部について、下記のとおり訂正する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加 藤 博 幸

記

1 告示した文書及び訂正内容

水道料金等収納事務の委託に係る告示

(令和 7 年阿賀野市上下水道局告示第 4 号)

正	誤
【略】	【略】
5 委託する業務内容 使用者が持参した水道料金・下水道使用料納入通知書の指示に従い、<u>受託者</u>が契約を締結する全国のコンビニエンスストア本部の直営店及びフランチャイズ加盟店、並びにモバイル端末でアプリを利用して収納の取扱いを行う事業者を介して収納し、当該収納金を阿賀野市水道事業会計に振り込むもの。	5 委託する業務内容 使用者が持参した水道料金・下水道使用料納入通知書の指示に従い、<u>受注者</u>が契約を締結する全国のコンビニエンスストア本部の直営店及びフランチャイズ加盟店、並びにモバイル端末でアプリを利用して収納の取扱いを行う事業者を介して収納し、当該収納金を阿賀野市水道事業会計に振り込むもの。

2 告示をした期間

令和 7 年 4 月 1 7 日から令和 7 年 4 月 2 6 日まで